

令和4年12月23日

指名停止措置を行いました

～「贈賄」～

北海道開発局は、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの代表役員等（元代表取締役社長）が贈賄容疑で逮捕されたことから、指名停止3か月の措置を行いました。

令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における贈賄容疑により、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの元代表取締役社長が、令和4年10月19日に贈賄容疑で逮捕されたことから、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

2. 指名停止措置期間：令和4年12月23日～令和5年3月22日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第4号

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又は口に掲げる者が当局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）

開発監理部 会計課 開発事務専門官 安藤 慎吾（内線5832）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>